

清須市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和7年2月21日

清 須 市 監 査 委 員 黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員 浅 井 泰 三

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

第1 監査を実施した監査委員

黒 川 了 一

浅 井 泰 三

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

(1) 監査の実施期間及び対象部局課・対象期間

①市民環境部西枇杷島・清洲・春日各SC、健康福祉部高齢福祉課、監査委員事務局監査課

対象期間：令和6年4月1日から令和6年9月30日までの所管事務

実施期間：令和6年11月1日から令和6年11月29日まで

②建設部都市計画課、建設部上下水道課、下水道事業

対象期間：令和6年4月1日から令和6年10月31日までの所管事務

実施期間：令和6年12月1日から令和6年12月25日まで

③教育部生涯学習課、教育部スポーツ課

対象期間：令和6年4月1日から令和6年11月30日までの所管事務

実施期間：令和7年1月4日から令和7年1月28日まで

(2) 監査の方法

財務及び経営に関する事務の執行について、各課に共通する収入・支出、契約、補助金交付等の財務事務及び個別の事務における関係書類や監査資料を調査するとともに関係職員より聴取し、事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した範囲において、各所管の事務の執行については適正に行われていると認められた。

なお、一部においては是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対して指導を行った。各所管の事務の内容及び監査の結果について主なものは次のとおりである。

1 市民環境部西枇杷島・清洲・春日各ＳＣ

主な所管の事務は、各施設の管理事務、各種証明書の発行等に関するものである。

事務について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

2 健康福祉部高齢福祉課

主な所管の事務は、高齢者福祉、介護保険、介護予防、老人福祉施設等に関するものである。

「緊急通報システム事業」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

3 監査委員事務局監査課

主な所管の事務は、各種監査、決算審査、例月現金出納検査、住民監査請求等に関するものである。

事務について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

4 建設部都市計画課

主な所管の事務は、建築確認、屋外広告物事務、街路公園事務、ちびっこ広場及び児童遊園事務、区画整理事務等に関するものである。

「街路樹木管理委託業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

5 建設部上下水道課

主な所管の事務は、水道事業及び下水道事業の経営、計理、管理業務等に関するものである。

「水の交流ステーション管理等業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

6 建設部上下水道課下水道事業

主な所管の事務は、下水道事業の建設、維持管理等に関するものである。

「公共下水道污水管整備工事」その他の契約文書及び事務について審査し

たところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

7 教育部生涯学習課

主な所管の事務は、生涯学習の振興、青少年育成、家庭教育、男女共同参画、文化振興、文化団体、国際交流、社会教育施設、文化財に関する調査研究等に関するものである。

「清須市施設予約システム導入業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、補助金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

8 教育部スポーツ課

主な所管の事務は、スポーツ振興、スポーツ団体、体育祭、社会体育施設、学校施設開放等に関するものである。

「清須市春日体育祭業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

第5 監査のまとめ

他の事務も含め、各種規則、規程、要綱等に基づく基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務の執行に努められるよう求める。